

I. ターボブロワ設置工事仕様書概要

1. 調達物品名及び構成内容

ターボブロワ設置工事 一式

(構成内訳)

ターボブロワ 本体	1 式
同上用機械室及び基礎工事	1 式
沈殿槽内装設備 (センターウエル、エアリフト設備)	2 式
同上用制御装置及び電気工事	1 式
既設設備撤去作業 (解体、搬出を含む)	1 式

2. 工事概要

既設ブロワ設備老朽化及び、省エネ対策としてターボブロワを導入し力率改善制御を一括で行う事により管理面等を含むランニングコストの削減する。

ターボブロワ更新に伴い、現状関連使用している沈殿槽の内装設備(センターウエル、エアリフト設備)、周辺制御盤や配線管の経年劣化による腐食等が発生している為、併せて更新工事を行う。

- ・エネルギー力率改善制御
- ・ランニングコスト削減
- ・経年劣化による制御装置、配線管更新

3. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等 (以下「性能等」という。) の要求・要件 (以下「技術的要求」という。) はⅡ. に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は弊社が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

- (1) 入札機器は、入札時点で製品化されていること。
- (2) 入札に際しては、入札機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、どの

ように実現するかをカタログ、図面、技術データ等に基づき具体的にかつ分かりやすく記載した仕様証明書を落札後速やかに提出すること。

(3) 提出された内容について、ヒアリングを行う場合がある。

Ⅱ. 技術的要件等（機能・性能に関する要件等）

1. ターボブロワ設置工事に関しては、以下の要件を満たすこと。

1-1 ターボブロワに関しては、以下の要件を満たすこと。

1-1-1 必要能力として、 $58 \text{ m}^3/\text{min} \times 50\text{KPa}$ 以上であること。

1-1-2 騒音値の確実な低減が見込まれること。

1-1-3 インバーター制御により力率改善が確実に見込まれること。

1-1-4 本体の出し入れ、メンテナンスが容易に出来るスペースを設けること。

1-1-5 本体の遠隔監視が機能として追加できること。

1-2 制御装置に関しては、以下の要件を満たすこと。

1-2-1 制御装置は屋外自立型であること。

1-2-2 制御装置は既存設備の動作を含めた設備であること。

1-3 沈殿槽内装設備に関しては、以下の要件を満たすこと。

1-3-1 設計、選定の際は腐食等に留意し、材質を選定すること。

1-3-2 工事前に沈殿槽内部の調査を行うこと

1-4 その他に関しては、以下の要件を満たすこと。

1-4-1 既設設備の撤去作業に関しては既設設備に留意し慎重におこなうこと。

1-4-2 既設設備の廃棄に関しては弊社で行うこととするが、搬出、車両積載が容易に行えるよう協力すること。

2. 設置条件等に関しては、以下の要件を満たすこと。

搬入、据付、配線・配管工事及び調整に関しては、以下の要件を満たすこと。

弊社が用意する一次側設備以外に配管・電気設備等必要な設備があれば供給者側において用意すること。

機器の搬入、据付、配線・配管工事及び調整については、弊社の業務等に支障をきたさぬよう、原則、土日祝日若しくは弊社休業日に行うこととする。また、実際の作業前には、弊社責任者と協議の上その指示によること。

3. 保守体制等に関しては、以下の要件を満たすこと。

保証期間に関しては、以下の要件を満たすこと。

納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

但し、消耗品の経時劣化に関しては保証範囲外とする。

4. 支援体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

平日昼間（9：00～17：00）の不具合時要請に対応できること。

5. その他に関しては、以下の要件を満たすこと。

1-1 教育体制等

1-1-1 職員に対する導入時説明は、弊社が指定する日時、場所で行うこと。

1-1-2 説明書・マニュアル等操作マニュアルは各装置について、所定部数提供すること。

1-1-3 外国製品を含む場合は日本語版マニュアルを用意すること。

1-2 証明書・資料等

1-2-1 本システムの導入に伴い、外部機関への申請に関し協力すること。

1-2-2 本システムの導入に伴い、公共機関への申請に関し協力すること。
万が一、承認を得られない場合は契約が成立しないものとみなす。